

案件説明書

市民生活部 市民課

提出議会：令和2年第4回定例会

1 案件名

議案第86号 佐野市手数料条例の改正について（市民課所管部分）

2 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され通知カードが廃止されることに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」の名称が改正されたため、所要の規定を整備する。

3 理由、趣旨、目的等

別表戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料の項の表第3号の項中、引用している省令名「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

4 その他の事項

施行日 公布の日

案件説明書

都市建設部 建築指導課

提出議会：令和2年第4回定例会

1 案件名

議案第86号 佐野市手数料条例の改正について（建築指導課所管部分）

2 概要

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（以下「建築物省エネ法」）及び関係する政省令等の改正により、建築関係手数料を改正する。

3 理由、趣旨、目的等

省エネ基準に適合した住宅の普及を促進するための建築物省エネ法の改正に伴い、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」及び「建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」が改正され、新たに省エネ性能を評価する簡易な方法が追加されたことにより、当該新たな方法に対応する手数料の算定方法及び手数料額を追加する。

【主な改正点】

- (1) 共用部分を計算しない評価方法を用いる場合の手数料の算定規定の追加①（別表建築関係手数料の項の表第44号の項、第45号の項）
 - ・共同住宅等の共用部分の技術的審査を省略する評価方法が新たに追加されたため、「低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料」及び「低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料」の第1号ア（ウ）及びイ（ウ）に、共用部分を計算しない評価方法を用いる場合の手数料の算定規定を追加
- (2) 共用部分を計算しない評価方法を用いる場合の手数料の算定規定の追加②（別表建築関係手数料の項の表第50号の項、第52号の項）
 - ・共同住宅等の共用部分の技術的審査を省略する評価方法が新たに追加されたため、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料」の第1号ア（イ）及び「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料」第1号イに、共用部分を計算しない評価方法を用いる場合の手数料の算定規定を追加
- (3) 「モデル住宅法」及び「フロア入力法」を用いる場合の手数料の額の追加（別表建築関係手数料の項の表第52号の項）
 - ・適合証が添付されていない場合において住宅又は共同住宅等について申請する場合に新たに簡易な評価方法が追加されたため、「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料」に次の事項を追加
 - *第2号アとして一戸建ての住宅を申請する場合で「モデル住宅法」を用い

るときの手数料の額

*同号エとして共同住宅等を申請する場合で「フロア入力法」を用いるとき
の手数料の額

*一の建築物全体に係る申請について、

○同号キ（ア）として住宅部分に「モデル住宅法」を用いる場合の手数料
の額

○同号キ（エ）として共同住宅等の部分に「フロア入力法」を用いる場合
の手数料の額

4 その他の事項

- ・施行日 公布の日
- ・手数料の額は、県内の全てにおいて認定審査内容が同じであるため、同額となっている。